

一般社団法人東京都技能士会連合会 定款

定款認証 平成27年4月21日

改正 平成28年6月9日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人東京都技能士会連合会と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区市谷八幡町13番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、職業能力開発促進法に基づく技能士の技能及び知識の向上並びに技能に対する社会的評価及び技能士の処遇の改善のために必要な業務を行うことにより、技能士の社会的、経済的地位の向上を図り、もって、我が国産業経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 東京都における技能士会の組織化並びに会務の指導及び連絡に関すること。
- (2) 技能士の技能及び知識の開発向上を図るために会員の行う事業に対する援助に関すること。
- (3) 技能士の処遇改善及び社会的地位向上のための啓蒙及び宣伝に関すること。
- (4) 職業訓練及び技能検定の実施に対する協力に関すること。
- (5) 関係行政機関及び関係諸団体との連絡及び調整に関すること。
- (6) 技能に関する資料の収集及び提供並びに調査研究に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業。

第3章 社員及び会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員
 - ① (団体会員) この法人の目的に賛同して入会した、主として技能士又は技能士と同一視される資格を有する者で構成される組織。
 - ② (個人会員) この法人の目的に賛同して入会した、この法人の事業に協力する組織で、理事会で別に定める者。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業に協力する個人又は組織。

(正会員の責務と資格)

第6条

- (1) 正会員の資格を有するものは、次の各号を満たすものとする。
 - ① この法人の目的に賛同し、事業に参加すること。
 - ② この法人の運営、事業の実施にあたり、他の会員と協調し、融和すること。
- (2) 団体会員は、すべての技能士又は技能士と同一視される有資格者が、加入可能な組織であること。

(入会)

第7条 この法人の会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める規定（以下「会員規定」という。）により、入会の申し込みを行うものとする。

- 2 入会は、会員規定により理事会でその可否を決定し、これをその者に通知する。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至った時は、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、10日前までに当該会員に対しその旨を通知し、かつ、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費納入を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は会員である組織が消滅したとき。

(会費)

第11条 会員は、会員規定により、会費を納入しなければならない。

- 2 徴収した会費は、会員が退会した場合においても返還しない。

第4章 社員総会

(種類)

第12条 社員総会は定時社員総会と臨時社員総会とする。

- 2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(招集)

第13条 定時社員総会は、年に1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

- 2 臨時社員総会は、会長若しくは理事会が必要と認めたときに開催する。
- 3 社員総会の招集は、開催日の14日前までに、日時、場所及び付議すべき事項を記載した書面をもって、会員に通知するものとする。

(決議事項)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 会費に関する事項

- (3) 重要な財産の処分
- (4) 正会員の除名
- (5) 役員を選任及び解任
- (6) 解散
- (7) その他理事会が必要と認める事項

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第16条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決権及び選挙権)

第17条 正会員のうち、団体会員は各1個の、個人会員は個人会員部会ごと1個の議決権及び選挙権を有する。

(決議の方法)

第18条 社員総会の決議は、別段の定めがある場合を除き、議決権を有する正会員の過半数が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 役員解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令に定められた事項

3 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員の中から選出された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 35名以内 (平成28年6月9日改正)
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、5名を副会長、1名を常務理事とする。(平成28年6月9日改正)
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び常務理事を法人法上の業務執行理事とする。

(役員選任)

第21条 役員は、総会の決議によって選任し又は解任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、他の役員又はこの法人の使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事の1名とその配偶者又は3親等内の親族(その他の当該理事と政令で定

める特別の関係があるものを含む。)である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(役員任期)

第22条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。(平成28年6月9日改正)

2 補欠のより選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後又は辞任後においても、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐してこの法人の業務を掌理する。

4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。

5 会長、副会長及び常務理事は、各事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員解任)

第25条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 役員報酬等は総会の決議をもって定める。

(顧問)

第27条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の意見を聞いて、会長が委嘱する。

3 顧問の業務は、理事会の意見を聞いて、会長が定める。

4 顧問のうち、若干名を常任とすることができる。

第6章 理事会等

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行監督

(3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解任

(4) その他、会長が必要と認めた事項の決議

(招集)

第30条 理事会は会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし会長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、副会長がこれに代わるものとする。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件をみたしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名捺印する。

(正副会長会議)

第34条 会長は、必要と認めた場合に正副会長会議を開くことができる。

2 正副会長会議は、会長、副会長、常務理事及び常任顧問をもって構成する。

(部会)

第35条 この法人に、業務執行上必要あるときは専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関して必要な事項は、理事会において定める。

第7章 資産および会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の議決を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告の付属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の付属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告書

(2) 理事及び監事の名簿

(剰余金分配の禁止)

第39条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 4 0 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 4 1 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 4 2 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 事務局

(設置等)

第 4 3 条 この法人の事務を処理させるため、事務局を設置する。

2 事務局に会長が任命する職員を置く。

3 事務局の組織及び運営について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第 1 0 章 公告の方法

(公告の方法)

第 4 4 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

補 則

(委任)

第 4 5 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日までとする。
- 2 この法人の設立時の役員は、次のとおりとする。

設立時理事	内田博紹、飯島 勇、濱田貞夫、大関東支夫、杉本久雄、阿部久人
設立時代表理事	大関東支夫
設立時監事	坂元亞郎、伊藤正行
- 3 この法人の設立時社員は、次のとおりとする。

設立時社員	①住所 (省略)
	氏名 内田博紹
	②住所 (省略)
	氏名 飯島 勇
	③住所 (省略)
	氏名 濱田貞夫

以上、一般社団法人東京都技能士連合会を設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。なお、この定款に規定のない事項は、全て法人法その他の法令によるものとする。

平成27年3月13日

設立時社員	内田博紹
同	飯島 勇
同	濱田貞夫